

成田祇園祭誘客宣伝ポスター 作成委託コンペ募集要項

令和6年10月28日

成田市

1. 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度成田祇園祭誘客宣伝ポスター作成委託

(2) 業務の目的

成田市は、成田祇園祭を広くPRし、観光客の増加を図るため、成田祇園祭誘客宣伝ポスターを製作する。

(3) 業務の期間

業務委託契約を締結した日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 提案上限額

1,086,514 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この上限額は、契約額や許容価格を示すものではない。

2. 参加資格

本コンペへ参加できるものは、地方自治法施行令第167条4の規定のほか、次の各号に該当しない者とする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託の参加表明受付開始日の前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。
- ④令和7年度成田祇園祭当番町（以下「花崎町」という。）と利害関係のある者。

3. 担当部局

（所在地）〒286-8585

千葉県成田市花崎町760

成田市役所4階

（担当課名）成田市シティプロモーション部観光プロモーション課

（電話番号）0476-20-1540

（FAX）0476-24-2185

（Eメール）kanpro@city.narita.chiba.jp

4. 全体スケジュール

令和6年10月 28日（月）～11月5日（火）	募集告知
令和6年11月6日（水）14：00	現場説明会
令和6年12月6日（金）15：00（郵送の場合は17：00）	コンペ作品提出期限
令和7年 1月 下旬	委託契約締結
令和7年 3月31日（月）まで	納品

5. コンペ参加手続き

コンペへの参加については、現場説明会へ参加した法人のみとする。

（1）説明会

①日時

令和6年11月6日（水）14：00 ～ 15：00

②説明会会場

成田市役所5階 501会議室

③説明会申込方法

法人名及び説明会出席者氏名（2名以内）を記載し、下記申込先まで電子メールにて申込のこと。

（申 込 先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【現場説明会申込】成田祇園祭誘客宣伝ポスター作成委託／法人名

（説明会申込期限）令和6年11月5日（火）17：00まで

（2）参加表明

①参加表明

参加申込書（様式1）を担当部局に提出することにより参加表明を行ったものとする。

②受付期間

令和6年10月28日（月）～11月8日（金）17：00

③提出方法

担当部局まで郵送、持参又は電子メールによる提出とする。

なお、持参の場合は9：00～17：00までに持参すること（土日・祝日を除く）。

また、郵送の場合は受付最終日の17：00までに必着とする。

（3）質問の受付及び回答

本件に係る質問は、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

回答は、令和6年11月20日（水）までに市ホームページ上に記載する。

なお、参加表明のない者からの質問には回答しない。

（送 付 先）kanpro@city.narita.chiba.jp

（メールの件名）【質問】成田祇園祭誘客宣伝ポスターデータ作成委託／法人名

（質問の受付期間）令和6年10月28日（月）～11月8日（金）17：00

6. ポスター案の提出

(1) 提出物

①提案品

- ・ポスターデザイン案 B1 版
- ・ポスターデザイン案の B1 版の PDF データを記録した CD-R 又は DVD-R 1 枚

②見積書 1 部

③企画書 2 部

見積りは、デザイン、製版、印刷、梱包、配送、消費税の一式を含むものとする。

なお、提出のあったものは返却しない。

(2) 掲載要件

掲載要件については、別紙仕様書のとおり

(3) 提出締切

令和 6 年 1 2 月 6 日（金）15:00 まで（郵送の場合は 17:00）

(4) 提出方法

担当部局へ提出すること。

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。

持参の場合は、9:00 から 17:00 まで（正午から午後 1 時までは除く）に提出すること。（令和 6 年 1 2 月 6 日は 15:00 まで）

郵送の場合は、提出期限最終日の 17:00 までに必着とする。

また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、参加を辞退したものとみなす。

7. 評価

(1) 審査方法

担当部局と花崎町でコンペ作品等をもとに審査。最も高い評価を獲得したものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得したものが 2 以上ある場合は、担当部局にて審議・決定する。

(2) 審査結果の通知

優先交渉権者の選定結果については、令和 7 年 1 月下旬に電子メールにて通知する。

評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 選定基準

審査項目	着眼点	配点
デザイン・企画	・観光誘客につながるようなイメージポスターとなっているか ・成田祇園祭を全国に PR するに適格か ・魅力を表現する仕方は工夫されているか	90

費 用	・積算額は提案上限額を超えていないか ・積算額は必要最小限に抑えられているか	10
-----	---	----

8. その他

(1) コンペの中止について

本市の都合又はコンペを公平に執行することができないと認められるときは、中止する場合があります。その場合において、応募にかかわるすべての経費は本市に請求できないこととし、加えて異議申し立てをすることもできないものとする。

(2) 特記事項

- ①参加表明者は、別紙「印刷物の納入に関する特約」に同意すること。
- ②参加希望者1者につき、提案の件数は定めない。